

まちづくり交付金 事後評価シート
植木中央地区

平成21年12月

熊本県植木町

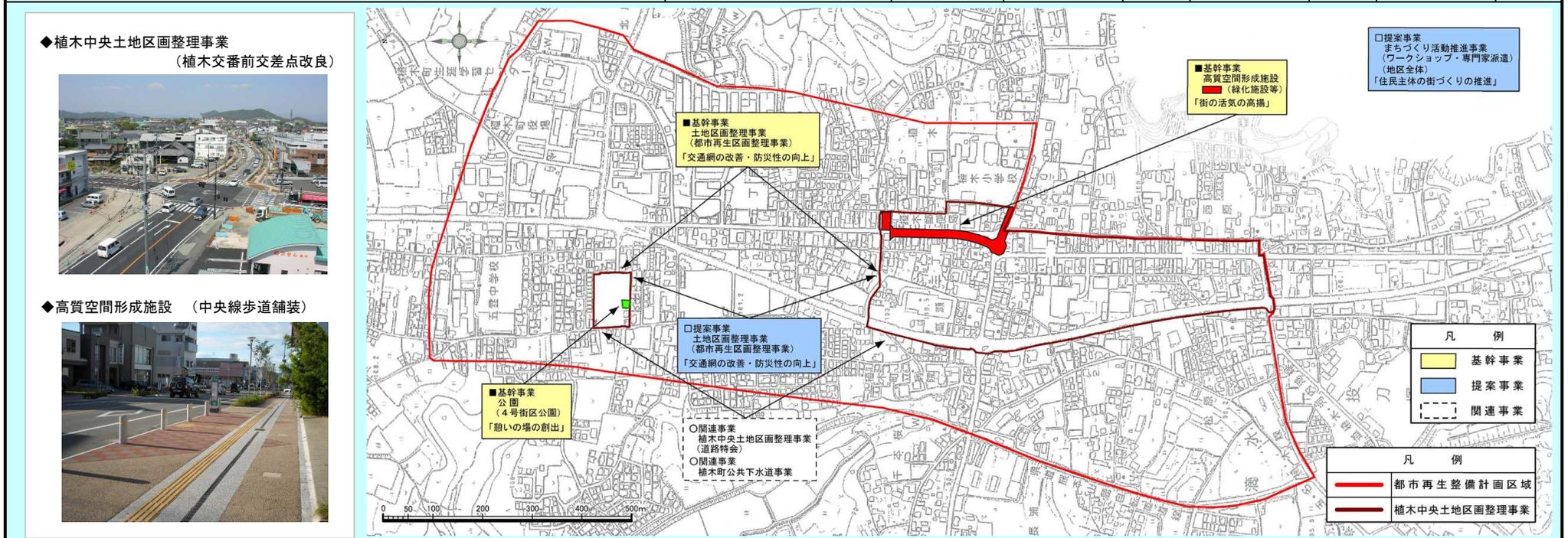
様式2-1 評価結果のまとめ

都道府県名	熊本県	市町村名	植木町	地区名	植木中央地区			面積	98.2ha				
交付期間	平成17年度～平成21年度	事後評価実施時期	平成21年度	交付対象事業費	3,371百万円	国費率	0.372						
1)事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業	基幹事業	事業名 公園(街区公園1箇所:4号街区公園)、高質空間形成施設(都市計画道路歩道舗装:東西線、中央線)、土地区画整理事業(植木中央地区)										
		提案事業	土地区画整理事業(植木中央地区)、事業効果分析、ワークショップ(まちづくり研究会)										
	当初計画から削除した事業	基幹事業	公園(街区公園3箇所:1号街区公園、2号街区公園、3号街区公園)、地域生活基盤施設(「緑地2箇所:1号緑地、2号緑地」「広場1箇所:街かど広場」「公開空地1箇所:公開空地」「情報板35基:案内・誘導サイン)、高質空間形成施設(区画道路歩道舗装:W=8.0m、W=6.0m)、高次都市施設(地域交流センター)	削除/追加の理由	・整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと。 ・植木中央土地区画整理事業の事業施行期間5年間延伸。					削除/追加による目標、指標、数値目標への影響	・狭隘道路率削減の指標に関係し、計画期間内での目標達成は困難。今後予定している第二期都市再生整備計画において目標達成を図る。		
		提案事業	なし										
	新たに追加した事業	基幹事業	高質空間形成施設(都市計画道路歩道舗装:北環状線)	削除/追加の理由	・地元住民によるワークショップ等からの事業整備箇所の追加要望等に基づき、北環状線の整備を追加。					影響なし。			
提案事業		なし											
交付期間の変更	当初変更	平成17年度～平成21年度 なし	交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響										
2)都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		従前値	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期			
		単位	基準年度	目標年度	モニタリング	評価値							
	指標1	交差点事故件数	件	25	H16	20	H21	-	20	○	あり なし	新たな信号機設置を含めたクランク交差点(県道)の改良整備により、交差点における安全性が向上し数値目標を達成した。	平成22年4月末
	指標2	住環境満足度	段階	3	H16	4	H21	-	4	○	あり なし	対象地区に対する土地区画整理事業等による市街地整備の効果発現により、住環境満足度が向上し数値目標を達成した。	
	指標3	狭隘道路率	%	23.4	H16	12.9	H21	21.8	21.8	△	あり なし	● 土地区画整理事業の事業施行期間延伸によって、当初計画で想定した狭隘道路率の目標達成は困難であるが、事業の進展によって、狭隘道路の削減は着実に進行している。	平成22年4月末
指標4	まちづくり活動の充実	人/年	40	H16	80	H21	100	100	○	あり なし	事業進捗に合わせたまちづくりに対する気運の高まりや、ワークショップ等を通じ、まちづくり活動への理解が向上し数値目標を達成した。	平成22年4月末	
3)その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		従前値	目標値	数値		目標達成度※1	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期			
		単位	基準年度	目標年度	モニタリング	評価値							
	その他の数値指標1	都市基盤施設の整備改善による快適な住環境について	段階	3	H16							アンケート調査における、「都市基盤施設の整備改善によって快適な住環境になった」という回答結果には、道路狭隘率の減少が一要因として影響している。	
	その他の数値指標2												
その他の数値指標3													
4)定性的な効果発現状況	植木中央土地区画整理事業の事業進捗については、事業の早急な完了を望む動きとして、街区単位での一日も早い工事の着手と完了に対する要望書の提出が行われる等、地元のまちづくりに対する気運は高まっている。												
5)実施過程の評価	実施内容			実施状況				今後の対応方針等					
	モニタリング	都市再生整備計画変更に伴うモニタリング		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				●	今後予定している第二期都市再生整備計画においても必要に応じて実施する。				
	住民参加プロセス	まちづくり活動推進事業 ワークショップ(まちづくり研究会)		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				●	今後予定している第二期都市再生整備計画においても必要に応じて実施する。				
	持続的なまちづくり体制の構築	なし		都市再生整備計画に記載し、実施できた 都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した 都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった				●	事業完了後、本地区のまちづくりのあり方を住民の視点で検討する場としてまちづくり株式会社等による会合を活用し、まちづくり交付金により整備された施設の利用実態の検証や地域のまちづくり勉強会、先進地視察、専門家の招へいによる講演会の実施を行っている。				

様式2-2 地区の概要

植木中央地区(熊本県植木町) まちづくり交付金の成果概要

まちづくりの目標	目標を定量化する指標		従前値		目標値		評価値	
大目標: 植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的でかつ安全・快適な都市空間を創造するまちづくり	交差点事故件数	単位: 件	25	H16	20	H21	20	H21
目標1 快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす	住環境満足度	単位: 段階	3	H16	4	H21	4	H21
目標2 都市基盤施設の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る	狭隘道路率	単位: %	23.4	H16	12.9	H21	21.8	H21
目標3 地域住民が積極的にまちづくり活動に参加・協力し、地域の課題を自ら解決する自立したまちづくりを目指す	まちづくり活動の充実	単位: 人/年	40	H16	80	H21	100	H21



まちの課題の変化

- ・地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備によって、町中心部の交通渋滞が解消されつつある。しかし、事業の遅延により当初計画で想定した全ての幹線道路網の整備改善が達成されていないため、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上が不十分である。
- ・土地区画整理事業の進展によって、狭隘道路の削減は着実に進行している。しかし、事業の遅延により当初計画で想定した全ての生活道路網の整備改善が達成されていないため、都市防災機能の向上が不十分である。
- ・都市基盤施設の整備改善の進展によって、快適な住環境が形成されつつある。しかし、事業の遅延により当初計画で想定した全ての都市基盤施設の整備改善が達成されていないため、快適な住環境の確保が不十分である。
- ・整備が完了した公園等の清掃活動などのまちづくり活動に対するボランティア人数が増加している。

今後のまちづくりの方策 (改善策を含む)

- ・当初計画期間に完了できない整備事業について、必要性和重要性を戦略的に検討した上で、整備優先順位を明確にし、第二期都市再生整備計画での円滑な整備を実施する。
- ◆公園: 土地区画整理事業の進捗に合わせ、街区公園の整備を行う。
- ◆地域生活基盤施設: 土地区画整理事業の進捗に合わせ、緑地、公開空地、情報板設置の整備を行う。
- ◆高質空間形成施設: 土地区画整理事業の進捗に合わせ、都市計画道路歩道、区画道路歩道の整備を行う。
- ◆高次都市施設: 土地区画整理事業の進捗に合わせ、地域交流センターの整備を行う。
- ◆土地区画整理事業: 住民へのアカウンタビリティの一層の向上と適切な情報公開を図りつつ、円滑に事業を推進する。

まちづくり交付金 事後評価シート (添付書類)

(1) 成果の評価

- 添付様式1-① 都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無
- 添付様式1-② 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況(完成状況)
- 添付様式2-① 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況
- 添付様式2-② その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)により計測される効果発現の計測
- 添付様式2-参考記述 定量的に表現できない定性的な効果発現状況

(2) 実施過程の評価

- 添付様式3-① モニタリングの実施状況
- 添付様式3-② 住民参加プロセスの実施状況
- 添付様式3-③ 持続的なまちづくり体制の構築状況

(3) 効果発現要因の整理

- 添付様式4-① 効果発現要因の整理にかかる検討体制
- 添付様式4-② 数値目標を達成した指標にかかる効果発現要因の整理
- 添付様式4-③ 数値目標を達成できなかった指標にかかる効果発現要因の整理

(4) 今後のまちづくり方策の作成

- 添付様式5-① 今後のまちづくり方策にかかる検討体制
- 添付様式5-② まちの課題の変化
- 添付様式5-③ 今後のまちづくり方策
- 添付様式5-参考記述 今後のまちづくり方策に関するその他の意見
- 添付様式5-④ 目標を定量化する指標にかかるフォローアップ計画
- 添付様式6 当該地区のまちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方
- 添付様式6-参考記述 今後、まちづくり交付金の活用予定、又は事後評価を予定している地区の名称(当該地区の次期計画も含む)

(5) 事後評価原案の公表

- 添付様式7 事後評価原案の公表

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

- 添付様式8 まちづくり交付金評価委員会の審議

(7) 有識者からの意見聴取

- 添付様式9 有識者からの意見聴取

(1) 成果の評価

添付様式1-① 都市再生整備計画に記載した目標の変更の有無

	変更		変更前	変更後	変更理由
	あり	なし			
A. まちづくりの目標1	●		町の「顔」にふさわしい地域交流拠点施設の整備を図り、中心市街地の賑わいを再生する	快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先とした関係で、地域交流センターの整備優先順位が下がったため目標を変更。
A. まちづくりの目標2	●		公園緑地、交通網、交通結節点の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る	都市基盤施設の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る	・まちづくり目標1の変更及び植木中央土地区画整理事業の事業施行期間が5年間延伸されたことを受け、まちづくりの目標に記載された整備目標と整備進捗実態の整合を図るため表現方法を変更。
B. 目標を定量化する指標	●		指標:地域交流施設利用者数 定義:住民の地域活動拠点施設等の情報交流に伴う利用者数	指標:交差点事故件数 定義:交差点改良に伴う事故件数の実績	・まちづくり目標1の変更に伴い新たな代替指標を設定。 ・新たな指標は、クランク交差点(県道)の改良整備に伴う交差点内における事故件数の減少を採用。
C. 目標値		●			
D. その他()		●			

添付様式1-② 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況(事業の追加・削除を含む)

基幹事業		当初計画		最終変更計画		当初計画からの 変更の概要 ※1 (事業の削除・追加を含む)	都市再生整備計画に記載した まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響	事後評価時の完成状況		
事業	事業箇所名	事業費	事業内容	事業費	事業内容			完成	完成見込み	
道路										
公園	街区公園	1号街区公園	17,500㎡	-	-	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、当初計画の4箇所から1箇所に変更したことによる事業費減。	影響なし	-	-	
	街区公園	2号街区公園	65,000㎡	-	-		影響なし	-	-	
	街区公園	3号街区公園	12,635㎡	-	-		影響なし	-	-	
	街区公園	4号街区公園	1,240㎡	1,240㎡	-		-	影響なし	●	-
河川										
下水道										
駐車場有効利用システム										
地域生活基盤施設	緑地	1号緑地	10,426㎡	-	-	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、当初計画から削除。	影響なし	-	-	
	緑地	2号緑地	10,552㎡	-	-		影響なし	-	-	
	広場	街かど広場	30,500㎡	-	-		影響なし	-	-	
	公開空地	公開空地	74,1箇所	-	-		影響なし	-	-	
	情報板	案内・誘導サイン	73,35基	-	-		影響なし	-	-	
高質空間形成施設	都市計画道路歩道舗装	東西線	86,275m	14,100m	-	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、北環状線の整備を追加。 ・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、事業量を変更したことによる事業費減。	影響なし	●	-	
	都市計画道路歩道舗装	中央線	253,725m	30,210m	-		影響なし	●	-	
	都市計画道路歩道舗装	北環状線	-	-	4,30m		-	影響なし	●	-
	区画道路歩道舗装	W=8.0m	17,319m	-	-		-	影響なし	-	-
	区画道路歩道舗装	W=6.0m	32,436m	-	-		-	影響なし	-	-
高次都市施設	地域交流センター	520	RC3階建て	-	-	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、当初計画から削除。	まちづくりの目標1及び地域交流施設利用者数の指標に関係するため、目標の変更及び代替指標として交差点事故件数を設定した。	-	-	
既存建造物活用事業										
都市再生交通拠点整備事業										
土地区画整理事業(都市再生)	植木中央地区	2,622	17.5ha	2,210	17.5ha	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、事業量を変更したことによる事業費減。	・狭隘道路率の指標に関係し、計画期間内での目標達成は困難。今後予定している第二期都市再生整備計画において目標達成を図る。	-	●	
住宅市街地総合整備事業										

※1: 事業費の大幅変更、新規追加がある場合は理由を明記のこと

添付様式1-② 都市再生整備計画に記載した事業の実施状況(事業の追加・削除を含む)

基幹事業									
事業	事業箇所名	当初計画		最終変更計画		当初計画からの 変更の概要 ※1 (事業の削除・追加を含む)	都市再生整備計画に記載した まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響	事後評価時の完成状況	
		事業費	事業内容	事業費	事業内容			完成	完成見込み
地区再開発事業									
バリアフリー環境整備事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									

※1:事業費の大幅変更、新規追加がある場合は理由を明記のこと

提案事業

事業	細項目	当初計画		最終変更計画		当初計画からの 変更の概要 ※1 (事業の削除・追加を含む)	都市再生整備計画に記載した まちづくり目標、目標を定量化する指標、数値目標等への影響	事後評価時の完成状況	
		事業費	事業内容	事業費	事業内容			完成	完成見込み
地域創造 支援事業	土地区画整理事業(植木中央地区)	1,894	17.5ha	1,096	17.5ha	・地元住民によるワークショップ等からの対象事業整備優先要望等に基づき、整備優先順位を検討した結果、地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備を最優先としたこと及び土地区画整理事業の事業施行期間延伸に伴い、事業量を変更したことによる事業費減。	・狭隘道路率の指標に関係し、計画期間内での目標達成は困難。今後予定している第二期都市再生整備計画において目標達成を図る。		●
事業活用調査	事業効果分析	6	事後評価	9	事後評価	・事後評価実施に伴う再積算による事業費増	影響なし		●
まちづくり 活動推進事業	ワークショップ(まちづくり研究会)	6	-	7	-	・ワークショップ実施に伴う再積算による事業費増	影響なし	●	

※1: 事業費の大幅変更、新規追加がある場合は理由を明記のこと

(参考) 関連事業

事業	細項目	事業箇所名	事業費		事業期間		進捗状況及び所見	備考
			当初計画	最終変更計画	当初計画	最終変更計画		
	土地区画整理事業(道路特会)	植木中央地区	4,940	5,581	平成11年度～平成25年度	平成11年度～平成30年度	事業開始当初は、区画整理事業に対して住民訴訟等があったため事業の停滞があったが、現在は住民からの理解、協力も得られ順調に進んでいる。	
	植木町公共下水道事業	植木町公共下水道地区	2,533	2,533	平成15年度～平成39年度	平成15年度～平成39年度	事業開始当初は、区画整理事業が先行しており、公共下水道の供用開始が間に合わず、大型合併処理浄化槽により暫定処理をしていたが、供用開始後は幹線管渠の整備も完了し、枝線さえ整備すればいつでも使用可能な状況となっている。	

添付様式2-① 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標	単位	データの計測手法と評価値の求め方 (時期、場所、実施主体、対象、具体手法等)	(参考)※1 計画以前の値 (ア)		従前値 (イ)		目標値 (ウ)		数値(エ)			目標達成度※2		1年以内の達成見込みの有無	
			基準年度		基準年度		目標年度					あり	なし		
指標1	交差点事故件数	件	-	-	25	H16	20	H21	モニタリング	-	-	モニタリング	-		
									事後評価	確定 見込み ●	20	事後評価	○		
指標2	住環境満足度	段階	-	-	3	H16	4	H21	モニタリング	-	-	モニタリング	-		
									事後評価	確定 ● 見込み	4	事後評価	○		
指標3	狭隘道路率	%	-	-	23.4	H16	12.9	H21	モニタリング	H20	21.8	モニタリング	△		●
									事後評価	確定 見込み ●	21.8	事後評価	△		
指標4	まちづくり活動の充実	人/年	-	-	40	H16	80	H21	モニタリング	H20	100	モニタリング	○		
									事後評価	確定 見込み ●	100	事後評価	○		

指標	目標達成度○△×の理由 (達成見込み「あり」とした場合、その理由も含む)	その他特記事項 (指標計測上の問題点、課題等)
指標1	新たな信号機設置を含めたクランク交差点(県道)の改良整備により、交差点における安全性が向上し数値目標を達成した。	
指標2	対象地区に対する土地区画整理事業等による市街地整備の効果発現により、住環境満足度が向上し数値目標を達成した。	
指標3	土地区画整理事業の事業施行期間延伸によって、当初計画で想定した狭隘道路率の目標達成は困難であるが、事業の進展によって、狭隘道路の削減は着実に進行している。	
指標4	事業進捗に合わせてまちづくりに対する気運の高まりや、ワークショップ等を通じ、まちづくり活動への理解が向上し数値目標を達成した。	

※1 計画以前の値とは、都市再生整備計画の作成より以前(概ね10年程度前)の値のことをいう。

※2 目標達成度の記入方法

○: 評価値が目標値を上回った場合

△: 評価値が目標値には達していないものの、近年の傾向よりは改善していると認められる場合

×: 評価値が目標値に達しておらず、かつ近年の傾向よりも改善がみられない場合

添付様式2-② その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測

指標	単位	データの計測手法と評価値の求め方(時期、場所、実施主体、対象、具体手法等)	(参考)※1 計画以前の値(ア)		従前値(イ)		数値(ウ)		本指標を取り上げる理由	その他特記事項(指標計測上の問題点、課題等)
			基準年度		基準年度					
その他の数値指標1	都市基盤施設の整備改善による快適な住環境について	段階	-	-	3	H16	モニタリング		住環境満足度アンケートの間2-5において都市基盤施設の整備改善による快適な住環境について尋ねており、4m以下の狭隘な道路から道路幅員6mの区画道路を整備することで、道路狭隘率が減少し、快適な住環境の向上の一因として影響しているため。	指標3「狭隘道路率」について、評価値が目標値に達していないものの、近年の傾向よりは改善していると認められる根拠として利用する。
							事後評価	確定 ● 見込み		
その他の数値指標2							モニタリング			
							事後評価	確定 見込み		
その他の数値指標3							モニタリング			
							事後評価	確定 見込み		

※1 計画以前の値とは、都市再生整備計画の作成より以前(概ね10年程度前)の値のことをいう。

添付様式2-参考記述 定量的に表現できない定性的な効果発現状況

植木中央土地区画整理事業の事業進捗については、事業の早急な完了を望む動きとして、街区単位での一日も早い工事の着手と完了に対する要望書の提出が行われる等、地元のまちづくりに対する気運は高まっている。

(2) 実施過程の評価

・本様式は、都市再生整備計画への記載の有無に関わらず、実施した事実がある場合には必ず記載すること。

添付様式3-① モニタリングの実施状況

都市再生整備計画に記載した内容 又は、実際に実施した内容	実施状況	実施頻度・実施時期・実施結果	今後の対応方針等
都市再生整備計画変更に伴うモニタリング	予定どおり実施した	【実施頻度及び実施時期】 ・平成20年度に実施済 【実施結果】 ・事業進捗及び事業効果の把握により、事業の課題を抽出し、都市再生整備計画の変更が実施できた。	今後予定している第二期都市再生整備計画においても必要に応じて実施する。
	予定はなかったが実施した ●		
	予定したが実施できなかった (理由)		
	予定どおり実施した		
	予定はなかったが実施した		
	予定したが実施できなかった (理由)		

添付様式3-② 住民参加プロセスの実施状況

都市再生整備計画に記載した内容 又は、実際に実施した内容	実施状況	実施頻度・実施時期・実施結果	今後の対応方針等
まちづくり活動推進事業 ワークショップ(まちづくり研究会)	予定どおり実施した ●	【実施頻度】 計4回 【実施時期】 (平成17年7月～平成19年2月) 【実施結果】 街の現状と課題を整理し、地区計画(案)、まちづくり協定(案)、歩道設計指針、地域交流施設の施設内容について意見交換を行った。	今後予定している第二期都市再生整備計画においても必要に応じて実施する。
	予定はなかったが実施した		
	予定したが実施できなかった (理由)		
	予定どおり実施した		
	予定はなかったが実施した		
	予定したが実施できなかった (理由)		

添付様式3-③ 持続的なまちづくり体制の構築状況

都市再生整備計画に記載した内容 又は、実際に実施した内容	構築状況	実施頻度・実施時期・実施結果		今後の対応方針等
		i. 体制構築に向けた取組内容	ii. まちづくり組織名・組織の概要	
事業終了後の継続的なまちづくり活動	予定どおり実施した	—	—	事業完了後、本地区のまちづくりのあり方を住民の視点で検討する場としてまちづくり株式会社等による会合を活用し、まちづくり交付金により整備された施設の利用実態の検証や地域のまちづくり勉強会、先進地視察、専門家の招へいによる講演会の実施を行っていく。
	予定はなかったが実施した			
	予定したが実施できなかった (理由:事業期間延伸の為) ●			
	予定どおり実施した			
	予定はなかったが実施した			
	予定したが実施できなかった (理由)			

(3) 効果発現要因の整理

添付様式4-① 効果発現要因の整理にかかる検討体制

名称等	検討メンバー	実施時期	担当部署
庁内連絡会議	健康福祉課、子育て支援課、環境整備課、産業振興課、地域整備課、企画財政課、都市計画課	平成21年8月26日～平成21年9月4日 (会議開催1回:以後電子メール等で意見聴取)	植木町都市計画課(まちづくり交付金担当課)

添付様式4-② 数値目標を達成した指標にかかる効果発現要因の整理

指標の種類別		指標1	指標2	指標4	その他の数値目標1
指標名		交差点事故件数	住環境満足度	まちづくり活動の充実	都市基盤施設の整備改善による快適な住環境について
種別	事業名・箇所名	指標改善への貢献度	総合所見	指標改善への貢献度	総合所見
基幹事業	公園(街区公園) 4号街区公園	-	新たな信号機設置を含めたクランク交差点(県道)の改良整備により、交差点における安全性が向上し事故の減少に繋がり、中心市街地再生の先導を果たした。	◎	アンケート調査における、「都市基盤施設の整備改善によって快適な住環境になった」という回答結果には、道路狭隘率の減少が一要因として影響している。
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 東西線	◎		◎	
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 中央線	◎		◎	
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 北環状線	-		◎	
	土地区画整理事業	◎		◎	
提案事業	土地区画整理事業	◎	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの住環境満足度の向上に努める。	◎	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの都市基盤施設の整備改善による快適な住環境の充実に努める。
	事業効果分析 事後評価調査	-		-	
	ワークショップ等 植木まちづくりワークショップ	◎		◎	
関連事業	土地区画整理事業(道路特会)	◎	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの住環境満足度の向上に努める。	◎	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの都市基盤施設の整備改善による快適な住環境の充実に努める。
	植木町公共下水道事業	○		○	

※指標改善への貢献度

- ◎: 事業が効果を発揮し、指標の改善に直接的に貢献した。
- : 事業が効果を発揮し、指標の改善に間接的に貢献した。
- △: 事業が効果を発揮することを期待したが、指標の改善に貢献しなかった。
- : 事業と指標の間には、もともと関係がないことが明確なので、評価できない。

今後の活用	交差点改良に伴う事故減少は当然のこと交通渋滞の解消も期待できる。	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの住環境満足度の向上に努める。	円滑な事業推進を継続し、まちづくり活動の更なる充実に努める。	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、全エリアでの都市基盤施設の整備改善による快適な住環境の充実に努める。
-------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

添付様式4-③ 数値目標を達成できなかった指標にかかる効果発現要因の整理

指標の種別		指標3													
指標名		狹隘道路率													
種別	事業名・箇所名	目標未達成への影響度	総合所見	要因の分類	目標未達成への影響度	総合所見	要因の分類	目標未達成への影響度	総合所見	要因の分類	目標未達成への影響度	総合所見	要因の分類		
基幹事業	公園（街区公園） 4号街区公園	-	近年の経済情勢の悪化に伴う町税収の減少が予想される中で、事業計画変更によって土地区画整理事業の総事業費が増額されたため、町財政への影響を抑えるため、現状の事業費ベースによる執行額を考慮した事業施行期間及び補助期間を延伸した。よって、当初計画で想定した狹隘道路率の削減は困難であるが、事業の進展によって、狹隘道路の削減は着実に進んでいる。	Ⅲ											
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 東西線	-													
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 中央線	-													
	高質空間形成施設 都市計画道路歩道舗装 北環状線	-													
	土地区画整理事業	△													
提案事業	土地区画整理事業	△													
	事業効果分析 事後評価調査	-													
	ワークショップ等 植木まちづくりワークショップ	-													
関連事業	土地区画整理事業（道路特会）	△													
	植木町公共下水道事業	-													

※目標未達成への影響度

- ××：事業が効果を発揮せず、指標の目標未達成の直接的な原因となった。
- ×：事業が効果を発揮せず、指標の目標未達成の間接的な原因となった。
- △：数値目標が達成できなかった中でも、ある程度の効果をあげたと思われる。
- ：事業と指標の間には、もともと関係がないことが明確なので、評価できない。

※要因の分類

- 分類Ⅰ：内的な要因で、予見が可能な要因。
- 分類Ⅱ：外的な要因で、予見が可能な要因。
- 分類Ⅲ：外的な要因で、予見が不可能な要因。
- 分類Ⅳ：内的な要因で、予見が不可能な要因。

改善の方針 (記入は必須)	円滑な事業推進を継続し、引き続き新たな第二期都市再生整備計画(平成22年度～平成25年度)を策定し、当初計画した狹隘道路率の削減に努める。
------------------	---

(4) 今後のまちづくり方策の作成

添付様式5-① 今後のまちづくり方策にかかる検討体制

名称等	検討メンバー	実施時期	担当部署
庁内連絡会議	健康福祉課、子育て支援課、環境整備課、産業振興課、地域整備課、企画財政課、都市計画課	平成21年8月26日～平成21年9月4日 (会議開催1回:以後電子メール等で意見聴取)	植木町都市計画課(まちづくり交付金担当課)

添付様式5-② まちの課題の変化

事業前の課題 都市再生整備計画に記載 したまちの課題	達成されたこと(課題の改善状況)	残された未解決の課題	事業によって発生した 新たな課題
町中心部の慢性的な交通渋滞の解消	・地区内交通のネックであるクランク交差点(県道)の改良整備によって、町中心部の交通渋滞が解消されつつある。	・事業の遅延により当初計画で想定した全ての幹線道路網の整備改善が達成されていないため、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上が不十分である。	・整備優先順位の変更及び植木中央土地区画整理事業の事業施行期間5年間延伸等により、計画期間内での事業完了が一部困難となった。
都市防災機能向上を図るため 狭隘道路を削減	・土地区画整理事業の進展によって、狭隘道路の削減は着実に進行している。	・事業の遅延により当初計画で想定した全ての生活道路網の整備改善が達成されていないため、都市防災機能の向上が不十分である。	
快適な住環境の確保	・都市基盤施設の整備改善の進展によって、快適な住環境が形成されつつある。	・事業の遅延により当初計画で想定した全ての都市基盤施設の整備改善が達成されていないため、快適な住環境の確保が不十分である。	
まちづくり活動への住民参加	・整備が完了した公園等の清掃活動などのまちづくり活動に対するボランティア人数が増加している。	・特になし	

これを受けて、成果の持続にかかる今後のまちづくり方策を添付様式5-③A欄に記入します。

これを受けて、改善策にかかる今後のまちづくり方策を添付様式5-③B欄に記入します。

添付様式5-③ 今後のまちづくり方策

	効果の持続を図る事項	効果を持続させるための基本的な考え方	想定される事業
A欄 効果を持続させるため に行う方策	快適な住環境の確保	・新しい街並みができたことで、ゴミ収集場所等についても表通りから裏通りへの変更など、景観に配慮した他の機関等との協議を含めた検討及び実施を図る。	・官民協働によるワークショップの推進。
	まちづくり活動の充実	・組織化に向けた持続的なまちづくり活動の充実や、今後の基盤整備の進行に伴い、更なるボランティア人数を確保するため、まちづくりの啓発活動を含めた自治会等と行政の協働を図る。	・官民協働による美化運動の推進。 ・土地区画整理事業等による基盤整備の推進。
	住民主体のまちづくりの推進	・公園整備およびモニュメント等の作成については、住民参加型の官民協働によるワークショップを開催し、各地区毎にある程度の自主管理を含めた公園整備計画の検討及び実施を図る。	・官民協働によるワークショップの推進。 ・土地区画整理事業等による基盤整備の推進。

	改善する事項	改善策の基本的な考え方	想定される事業
B欄 改善策 ・未達成の目標を達成するための改善策 ・未解決の課題を解消するための改善策 ・新たに発生した課題に対する改善策	基盤整備を含む円滑な市街地整備の推進	当初計画期間に完了できない整備事業について、必要性和重要性を戦略的に検討した上で、整備優先順位を明確にし、第二期都市再生整備計画での円滑な整備を実施する。	・土地区画整理事業等による基盤整備の推進。

フォローアップ又は次期計画等
において実施する改善策
を記入します。

なるべく具体的に記入して下さい。

■様式5-③の記入にあたっては、下記の事項を再確認して、これらの検討結果を踏まえて記載して下さい。(チェック欄)

●	交付金を活用するきっかけとなったまちづくりの課題(都市再生整備計画)を再確認した。
●	事業の実施過程の評価(添付様式3)を再確認した。
●	数値目標を達成した指標にかかる効果の持続・活用(添付様式4-②)を再確認した。
●	数値目標を達成できなかった指標にかかる改善の方針(添付様式4-③)を再確認した。
●	残された課題や新たな課題(添付様式5-②)を再確認した。

添付様式5-参考記述 今後のまちづくり方策に関するその他の意見

<p>・区画整理事業開始当初は、事業に対して住民訴訟等があったため事業の停滞があったが、現在は住民からの理解、協力等の合意形成を得られているので、当初計画期間に完了できない整備事業について、必要性和重要性を戦略的に検討した上で、整備優先順位を明確にし、第二期都市再生整備計画での円滑な整備を実施する。</p> <p>・区画整理事業の施行期間が延伸したことが、町中心部の商店街で起きている空洞化にも影響を与えることが懸念されることから、各権利者に対しての土地利用と建築計画等について商工会・まちづくり会社等との連携強化を図り、民間レベルでの商店街対策を図る。</p>
--

添付様式5-④ 目標を定量化する指標にかかるフォローアップ計画

- ・フォローアップの要否に関わらず、添付様式2-①、2-②に記載した全ての指標について記入して下さい。
- ・従前値、目標値、評価値、達成度、1年以内の達成見込みは添付様式2-①、2-②から転記して下さい。

・評価値が「見込み」の全ての指標、目標達成度が△又は×の指標、1年以内の達成見込み「あり」の指標について、確定値を求めるためのフォローアップ計画を記入して下さい。

指標		単位	従前値		目標値		評価値		目標達成度	1年以内の達成見込みの有無	フォローアップ計画			
			年度	年度	年度	年度					予定時期	計測方法	その他特記事項	
指標1	交差点事故件数	件	25	H16	20	H21	確定	20	○	あり	→	平成22年4月末	植木交番前交差点改良後1年間の事故件数を確定値とする。	
							見込み ●			なし				
指標2	住環境満足度	段階	3	H16	4	H21	確定 ●	4	○	あり	→			
							見込み			なし				
指標3	狭隘道路率	%	23.4	H16	12.9	H21	確定	21.8	△	あり	→	平成22年4月末	対象地区の地区内道路総延長に対する4m未満の道路延長の割合を算出し、確定値とする。	
							見込み ●			なし ●				
指標4	まちづくり活動の充実	人/年	40	H16	80	H21	確定	100	○	あり	→	平成22年4月末	聞き取り調査による1年間の清掃活動等のまちづくり活動の実績値を確定値とする。	
							見込み ●			なし				
指標5				H	H		確定			あり	→			
							見込み			なし				
その他の数値指標1	都市基盤施設の整備改善による快適な住環境について	段階	3	H16			確定 ●	4			→			
その他の数値指標2				H			確定				→			
その他の数値指標3				H			確定				→			

添付様式6 当該地区のまちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方

・下表の点について、特筆すべき事項を記入します。

項目		要因分析	次期計画や他地区への活かし方
数値目標 ・成果の達成	うまくいった点		・都市再生整備計画の指標の設定にあたり、事業の施工計画立案等により、工程管理計画を入念かつ慎重に行う必要がある。
	うまくいかなかった点	指標の一つである狭隘道路率の削減について、土地区画整理事業による全ての道路整備完了が目標達成の条件となっており、事業の遅延等もあり、計画期間(5年間)での達成は困難であった。	
数値目標と 目標・事業との 整合性等	うまくいった点	数値目標の達成条件が事業の整備効果に基づくものであるため、数値目標と目標・事業との整合性はとれている。	・都市再生整備計画の作成にあたり、事後評価の実施を踏まえた上で、指標と事業の整備効果の整合性は入念かつ慎重に図る必要がある。
	うまくいかなかった点		
住民参加 ・情報公開	うまくいった点	ワークショップ等を通じて、住民の意見を取り入れた基盤整備の実施や、まちづくり活動の充実等、官民協働によるまちづくりの推進は有効であった。	・住民へのアカウンタビリティの一層の向上と適切な情報公開を図り、官民協働のまちづくり体制構築により合意形成を得ることは、円滑な事業推進の鍵となる。
	うまくいかなかった点		
PDCAによる事業 ・評価の進め方	うまくいった点		
	うまくいかなかった点		
その他	うまくいった点		
	うまくいかなかった点		

添付様式6－参考記述 今後、まちづくり交付金の活用予定、又は事後評価を予定している地区の名称(当該地区の次期計画も含む)

・今後のまちづくり交付金の活用予定
平成22年度から第二期都市再生整備計画(植木中央地区)を実施する予定。

(5) 事後評価原案の公表

添付様式7 事後評価原案の公表

公表方法	具体的方法	公表期間・公表日	意見受付期間	意見の受付方法	担当部署
インターネット	町のホームページに掲載。	平成21年9月10日～9月25日	平成21年9月10日～9月25日	担当課への電話、FA X、電子メール	都市計画課(まちづくり 交付金担当課)
広報掲載・回覧・個別配布	町広報に町のホームページで原案を公表している旨を掲載。	平成21年9月1日発刊 町広報(9月1日号)	平成21年9月10日～9月25日		
説明会・ワークショップ	-	-	-		
その他	町都市計画課で閲覧。	平成21年9月10日～9月25日	平成21年9月10日～9月25日		

住民の意見	<p>◆事後評価原案の公表についての住民の意見は特になし</p> <p>◆植木中央地区では「事後評価」での、目標の達成状況を判断する指標のひとつとして、アンケート調査による「住環境の満足度」の向上を設定している。以下にアンケートに寄せられた植木中央地区のまちづくりに対する住民の自由意見を抜粋して記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大変満足し、感謝している。美しく生まれ変わった植木町は誇れる故郷として発展していくと思う。 ・私は平成14年3月に移転し、それから早いもので8年になります。早く頭を切り替えてよかったと思う。 ・移転が終わった私達は満足しているが、まだ進まない工事で、それぞれの計画も思うように出来ず困っている方もいると思う。 ・早期に移転先等の予定が決定しないと商店の相続者が減ってしまうので、事業の早期実施を切望する。 ・商店街の建物の外観は特色を出すために町役場がリーダーシップをとり、もっと工夫すべきだと思う。 ・三丁目の商店街は店舗も住居も新築されてきれいになったが、商店街としての特徴とか統一がなく、商店街としての魅力に乏しいと思う。 ・「どうなる予定」なのか、計画をもっと町民に知らせて欲しい。
-------	--

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

添付様式8 まちづくり交付金評価委員会の審議

委員構成		実施時期	担当部署	委員会の設置根拠	委員会の母体組織
学識経験のある委員	熊本大学政策創造研究教育センター准教授 柿本竜治	第1回 平成21年 8月28日 第2回 平成21年10月 6日	都市計画課(まちづくり交付金担当課)	植木町まちづくり交付金評価委員会設置要綱	独自に設置
その他の委員	熊本県益城町都市計画課都市計画嘱託員 鎌田 洋一 株式会社シビコン代表取締役社長 加来 雄一				

審議事項※1		委員会の意見
事後評価手続き等にかかる審議	方法書	・方法書に従って、事後評価が適正に実施されたことが確認された。
	成果の評価	・目標達成度の評価結果とその理由を説明し、委員の理解を得た。
	実施過程の評価	・住民参加プロセスとして、ワークショップの実施状況を報告し、事業の効果発現に寄与していることを確認した。
	効果発現要因の整理	・効果発現要因の整理は妥当であると認められた。
	事後評価原案の公表の妥当性	・事後評価原案の公表期間・公表方法等について妥当であると認められた。 ・住民からの意見なしとの結果を受け、今後の公表方法等を工夫する必要があるとの意見があった。
	その他	・特になし。
	事後評価の手続きは妥当に進められたか、委員会の確認	・事後評価の手続きは妥当であると認められた。
今後のまちづくりについて審議	今後のまちづくり方策の作成	・当初計画期間に完了できない整備事業について、必要性和重要性を戦略的に検討した上で、第二期都市再生整備計画での円滑な整備を実施して欲しいとの意見があった。 ・今後も住民参加プロセスとして、ワークショップ等を実施して欲しいとの意見があった。
	フォローアップ	・フォローアップ計画は妥当であると認められた。
	その他	・特になし。
	今後のまちづくり方策は妥当か、委員会の確認	・今後のまちづくり方策は、妥当であると認められた。
その他	・熊本市との合併を踏まえた、植木中央地区のまちづくりを今後検討する必要があるとの意見があった。	

※1 審議事項の詳細は「まちづくり交付金評価委員会チェックシート」を参考にしてください。

都市再生整備計画(第^{だい}2回^{かい}変更^{へんこう})

^{う え き ちゅうおう}
植木中央地区

^{くまもと} 熊本県 ^{う え き まち} 植木町

平成21年12月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	熊本県	市町村名	植木町	地区名	植木中央地区	面積	98.2 ha
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 30 年度	交付期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度				

目標

大目標： 植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的でかつ安全・快適な都市空間を創造するまちづくり

目標1	快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす
目標2	都市基盤施設の整備改善による快適性・利便性および防災性の向上を図る
目標3	地域住民が積極的にまちづくり活動に参加・協力し、地域の課題を自ら解決する自立したまちづくりを目指す

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- 当地区は、熊本市の北部に隣接した地区であり、南北方向に国道3号と東西方向に国道208号が走り、その沿道に商業系及び住居系用途を中心として形成されているが、近年の商業環境の変化、モータリゼーションへの対応の遅れ等を背景として中心市街地の衰退や空洞化が進んでいる状況である。
- 植木町振興計画(H12～H22)において、土地区画整理事業によるまちづくりに努める地区として位置づけられ、植木町都市計画マスタープラン(H9年度策定)及び中心市街地活性化法に基づく基本計画(H10年度策定)において、土地区画整理事業による道路等の整備を行い、中心部の交通渋滞の緩和対策及び旧国道3号沿道商店街の商業環境の改善を早急に図るべき地区として位置づけている。
- 地区内の商店街においては、近年、空き店舗や空き住居が増加し、伝統を引き継いできた商店街の活力低下が目立っている。さらには、当地区には、老朽化した家屋及び小規模な宅地が混在しており、地区内には幅員4m未満の狭隘な道路が多数ある。その様な状況の中、平成6年には町中心部で火災が発生し消火活動に支障を来した経緯があり、平成11年度には土地区画整理事業計画区域の拡大を図ったところである(87ha→90ha)。
- 当地区においては、商店街を中心とした地元住民からまちづくりに対する期待度が高まり、平成10年度に中心市街地活性化基本計画を策定し、市街地での活動を活性化させるためまちづくり株式会社が設立(H12年度)され、商店街の活性化と快適な都市環境の整備及び都市防災機能の向上を目指して平成11年度に「植木中央土地区画整理事業(17.5ha)」に着手し、地元においても区画整理促進協議会が設立され勉強会など積極的な取り組みも活発になっている。

課題

中心市街地の「顔」としての人が集まり、憩える拠点づくりと道路網・公園等の整備による都市防災機能の向上と快適性の確保及び住民のまちづくりへの参加と協力による中心市街地の賑わいを再生することが最大かつ緊急の課題である。

- 当地区は、立地条件に恵まれ古くから町の中心市街地街として栄えてきたが、近年は空き店舗・空き住居の増加とともに市街地の空洞化・商業環境の悪化が進んでいる。また、市街地内に情報交換等の交流の場がないことなどから市街地の活力低下が目立っている。住民の情報の発信拠点の場として地域交流施設等の整備を行い、地域住民が誇れる町の「顔」としての生活都市空間形成により来街者の動線を築き、中心市街地の賑わいを再生することが必要である。
- また、公園などの人が集まり憩う場がないことや町中心部の慢性的な交通渋滞を引き起こし市街地内のスムーズな移動に支障を来すなど都市機能が十分に機能していない。そのため、道路・公園緑地など生活基盤を含めた各種都市施設の整備・再配置を行い、市街地内のアクセスの強化を図るとともに利便性の高い中心市街地を形成する必要がある。
- 防災面については、地区内に老朽化した家屋も多く点在していることから、火災発生時の延焼等の危険性が高く、狭隘な道路が多いため緊急車両の通行にも支障を来すなど生活道路としての機能を十分に果たしていない。そのため交通基盤の再整備を行い都市防災機能の向上を図ることが必要である。
- 当地区のまちづくり活動への参加者は、まだ充分ではなく、今後整備する公園緑地・歩道などの清掃活動など様々な地域の課題が懸念される。この課題解決に地域で取り組むため、住民の自治意識の高揚を図る活動支援を行い、住民主体のまちづくりを推進することが必要である。

将来ビジョン(中長期)

魅力ある商業及び住環境の整備により、利便性と快適性を併せ持った中心市街地・中心商業地に再生する。

- 植木町総合計画では、安全で快適な都市環境と機能的な市街地形成を図る地区として位置づけられ、公園緑地の適正な配置と整備、誰もが活動に参加できるコミュニティ活動の支援・施設整備が方針とされている。
- 都市マスタープランにおいては、土地区画整理事業を推進し、集積度の高い商業・業務地区の形成を図り、また、植木町の「顔」となる地区として、シンボル性の高い魅力的で快適な都心空間の整備を推進する地区として位置づけられている。
- 中心市街地活性化基本計画の基本方針においては、交通体系の確立を図り、個性豊かな居住空間・商業集積が同居し、互いに育てあう環境を整え、植木町の「顔」として町内外からの期待に応えられる中心市街地の形成を目指すとしている。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
交差点事故件数	件	交差点改良に伴う事故件数の実績	地区内交通のネックであるクランク交差点の改良整備による交差点内での事故減少を指標とし、事故件数の2割減を目標とする。	25	H16	20	H21
住環境満足度	段階	住民アンケートによる住環境の満足度	道路、公園等の公共施設を改善し、住環境・都市防災機能の向上により利便性・安全性を併せ持った市街地を整備し、地域住民の住環境の満足度の1段階アップを目指す。	3	H16	4	H21
狭隘道路率	%	地区内道路総延長に対する4m未満の道路延長の割合	都市防災機能の向上を図るため、車両等が通行出来ない4m未満道路の整備による狭隘道路延長の減少を指標とし、狭隘道路率10%の減を目標とする。	23.4	H16	12.9	H21
まちづくり活動の充実	人/年	中心市街地にふさわしいまちづくり活動へのボランティア参加人数	地域住民による清掃活動などのまちづくり活動に対するボランティア人数を増加することで地域活動の活性化を図る。そのため、ボランティア人数を指標とし、参加人数の倍増を目標とする。	40	H16	80	H21

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(交通渋滞の解消及び安全性の向上)</p> <p>・地区内交通のネックであるクランク交差点を含めた幹線道路の拡幅及び歩道等の整備により、交通渋滞の解消・交通網の改善・交通結節機能強化と安全性の向上を図り、快適で住み良い市街地空間の形成を図り、中心市街地再生の先導を果たす。</p>	<p>土地区画整理事業(基幹事業・提案事業・関連事業／町) 高質空間形成施設(基幹事業／緑化施設等)</p>
<p>整備方針2(快適性・利便性及び防災性の向上)</p> <p>・緊急車両等の通行に支障を来している狭隘道路をなくすための区画道路の整備による消防活動範囲の拡大と災害時の緊急避難所としての機能を有する公園の配置により、住民が安心して暮らせ、利用できる中心市街地にふさわしい都市防災機能の向上を目指す。 ・各種都市施設の再配置と併せて、人が集まり憩うスペースとして、公開空地・公園緑地等の生活基盤施設を整備し、来街者の動線を築くことで街に活気を与え、商業地の活性化を図る。</p>	<p>土地区画整理事業(基幹事業・提案事業・関連事業／町) 公園(基幹事業／街区公園) 地域生活基盤施設(基幹事業／緑地、公開空地、情報板) 植木町公共下水道事業(関連事業、町)</p>
<p>整備方針3(住民主体のまちづくり)</p> <p>・住民の自治意識の高揚や組織・リーダーの育成を支援し、街並み協定などの取り組みにより公園緑地や歩道の清掃などの地域課題に地域自ら解決できる地元住民主体のまちづくりを目指し、併せて商業地の活性化に継ぐためにワークショップの開催や専門家の派遣などを取り組み、植木町内外のニーズに応えられるまちづくり整備の方向性の検討を行う。</p>	<p>まちづくり活動推進事業(提案事業／ワークショップ、専門家派遣) 事業活用調査(提案事業／事後評価調査)</p>
<p>整備方針4(情報交流拠点の整備)</p> <p>・情報発信拠点として情報ネットワークを活かした地域コミュニティの形成と住民交流や地域活動の活動拠点の場を確保するため地域交流施設を整備する。</p>	<p>高次都市施設(基幹事業／地域交流センター)</p>
<p>その他</p> <p>○事業終了後の快適で美しい街並み景観づくりの方策について 快適で美しい街並み景観の維持・向上を図るため、住民発意で計画期間中に検討する街なみ協定等を具体化し、道路に設置される植栽スペースの管理や道路のごみ拾い等の清掃活動を自主的に行うルール作りを行い、地区計画策定として取り組んでいく。また、中心商業地としての存在をアピールするためのソフト活動などに取り組み、商業地全体の活性化を図る。</p> <p>○各種施設の設計にあたっての住民意向の反映について 中心市街地の幹線道路の歩道、街かど広場、メイン広場としての公園や地域交流センター等の整備にあたっては、地元まちづくり組織を主体としたワークショップ等を開催し、住民意向を反映しながら実施に向けた内容の検討・精査をしていく。</p> <p>○交付期間中の計画の管理について 交付期間中において各種の事業を円滑に進め、目標に向けて確実な効果をあげるために、町と第3セクターにて設置のまちづくり会社を始めとした地元住民が協議して、毎年、事業成果について評価や事業の進め方の改善等を行うための検証を実施する。また、事業進捗状況については、町広報や地区内に発送している「まちづくりニュース」を利用し、随時、情報公開する。</p> <p>○事業終了後の継続的なまちづくり活動について 事業完了後、本地区のまちづくりのあり方を住民の視点で検討する場としてまちづくり会社等による会合を活用し、まちづくり交付金により整備された施設の利用実態の検証や地域のまちづくり勉強会、先進地視察、専門家の招へいによる講演会の実施を行っていく。</p>	

